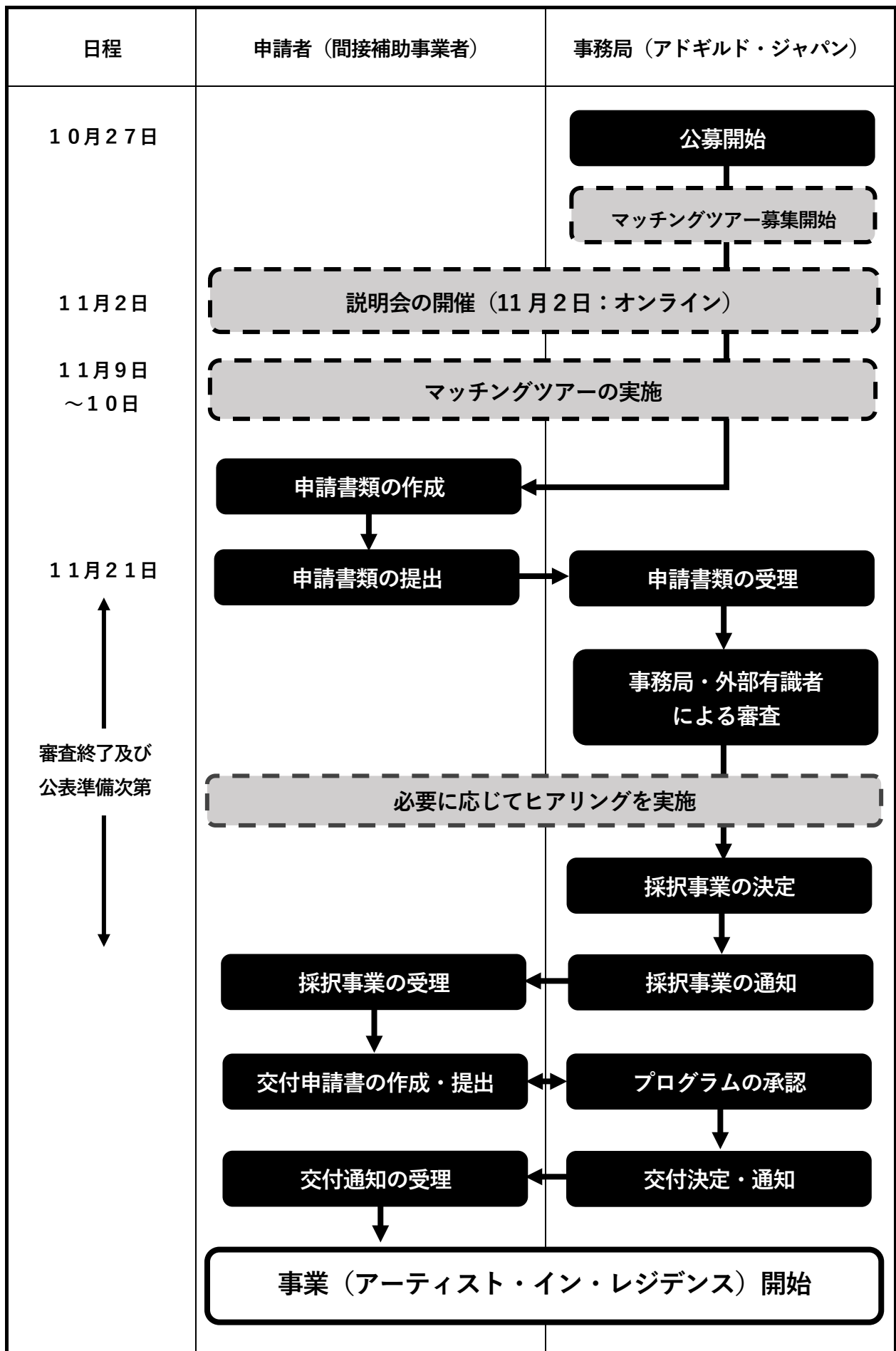


令和5年度  
「地域経済政策推進事業費補助金  
(芸術家の中期滞在制作支援事業)」  
に係る間接補助事業者募集要領  
(第二次)

令和5年10月27日  
株式会社アドギルド・ジャパン  
(間接補助事業者・事務局)

# 目次

令和5年度 「地域経済政策推進事業費補助金（芸術家の中期滞在制作支援事業）」に係る間接補助事業者募集要領（第二次） .....	1
1. 事業の目的 .....	4
2. 事業スキーム .....	5
3. 補助対象者の要件 .....	5
4. 補助事業者の除外要件 .....	6
5. 補助対象事業 .....	6
6. プログラム .....	7
7. 事業実施期間 .....	8
8. 成果物 .....	8
9. 成果報告 .....	9
10. 補助金交付の要件 .....	9
11. 申請手続き .....	10
12. 審査・採択について .....	13
13. 交付決定について .....	14
14. 補助対象経費 .....	15
15. その他（補助事業者の責務等） .....	17
16. 問い合わせ先 .....	18



令和5年度「地域経済政策推進事業費補助金（芸術家の中期滞在制作支援事業）」に係る  
間接補助事業者募集要領（第二次）

令和5年10月27日  
株式会社アドギルド・ジャパン

株式会社アドギルド・ジャパン（以下、「事務局」という。）では、経済産業省令和5年度「地域経済政策推進事業費補助金（芸術家の中期滞在制作支援事業）」（以下、「本事業」という。）の事務局として、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示等の対象となった福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村（以下、「12市町村」という。）にて、芸術家が一定期間滞在しながら、映画、演劇、現代アート等の芸術作品の制作を行うアーティスト・イン・レジデンス事業を実施する者を以下の要領で広く募集します。

アーティスト・イン・レジデンス事業の補助金の交付を申請する者、採択されて補助金を受給される者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年8月27日法律第179号）（以下、「補助金適正化法」という。）」、「令和5年度地域経済政策推進事業費補助金(芸術家の中期滞在制作支援事業)交付規程」をよく御理解の上また、本募集要領や補助対象事業事務処理マニュアル

([https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2022\\_hojo\\_manual02.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf)) についても十分に御認識いただいた上で補助金受給に関する全ての手続を適正に行っていただくようお願いします。

## 1. 事業の目的

本事業は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い避難指示等の対象となった12市町村を中心とした福島県の新たな魅力創出に向け、芸術家の福島県における滞在及び地域住民との交流を含む取り組みを行う事業並びに創作活動に係る費用の一部を助成することで、芸術家が地域に関与することによるコミュニティの活性化、地域住民及び企業の活動の創造性向上に寄与し、この地域の復興を加速化させることを目的とします。

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、12市町村の一部では現在も避難指示が継続されているところ、復興は進展しつつあるものの住民の帰還促進や移住人口・関係人口の増加に引き続き取り組む必要があります。

本事業は、12市町村内で実施されるアーティスト・イン・レジデンスを行う者を支援し、創作活動を通じた芸術家と地域の住民や事業者とのワークショップ等による共創的取組やコミュニケーションを促進することを通じて、映像・芸術文化による地域の魅力の掘り起こしや交流を通じた地域コミュニティの活性化を図ります。

### **本事業における「アーティスト・イン・レジデンス (Artist in Residence)」**

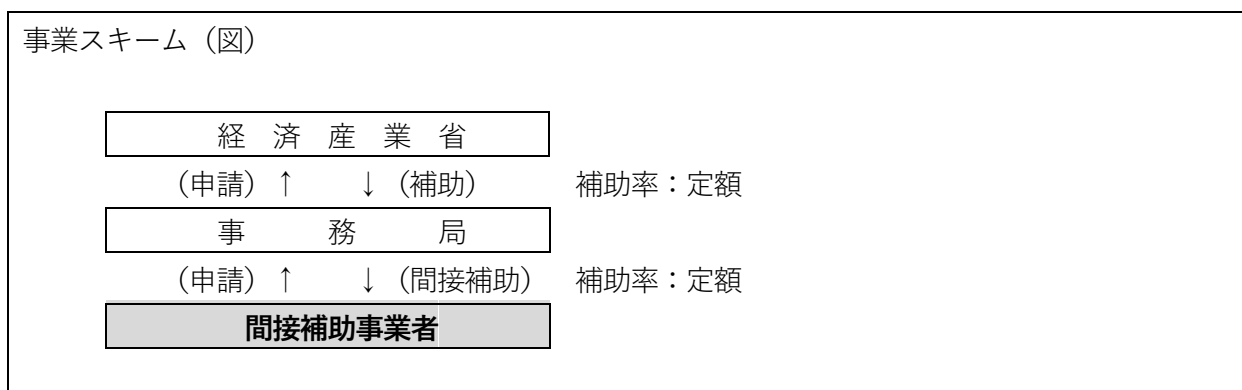
アーティスト・イン・レジデンスとは、国内外から芸術家を一定期間特定の地域に招き、その芸術家の滞在中の活動を支援する取り組みです。本事業では、アーティスト・イン・レジデンスを12市町村内で実施する者を支援します。

事業内容として、映画、演劇、現代アート等の分野で活躍する芸術家の招へい、現地での滞在と活動場所の提供、現地での芸術家への制作活動の支援、滞在芸術家と地域住民や事業者とのコミュニケーションや交流づくり、滞在成果発表の場づくりがあります。

※ 例示されている各分野について：映画は、長編、短編を問いません。演劇は、パフォーマンスアーツ等を含みます。現代アートは、工芸等を含みます。実施を検討している内容が本事業の趣旨に合致するか否かの判断に迷う場合、事務局までお問い合わせください。

## 2. 事業スキーム

本事業のスキームは、枠内の図のとおりです。本募集要領は、図のうち経済産業省から補助金の交付を受けた事務局が間接補助事業者の募集を対象とするものです。



事務局が実施する補助は、経済産業省からの「間接補助」となります。以下、本募集要領においては、「補助」は「間接補助」を、「事業」は「間接補助事業」を、「補助事業者」は「間接補助事業者」をそれぞれ指すこととします。

また、以下、本募集要領においては、「滞在芸術家」は「アーティスト・イン・レジデンス事業において12市町村内に滞在し、芸術活動を行う芸術家」のことをいいます。なお、「滞在」とは一定期間12市町村内に留まって活動を行うことを指し、必ずしも宿泊を伴う場合のみを「滞在」と認定するものではありません。なお、1日の滞在の時間や方法によっては当該日を滞在期間に含まず、結果として後述の「12. 審査・採択について (2) 審査基準 ② b.」の要件を満たさないものと審査時に判断される場合があります。本事業の趣旨にそぐわないと判断された場合は、補助金の交付は行われません。「滞在期間」や「1日の滞在」の考え方については、p7の「滞在期間」の考え方について、「1日の滞在」の考え方について」をご確認ください。

## 3. 補助対象者の要件

本事業の交付の対象となる企業・団体・事業者は、下記の要件を満たす必要があります。

- i. 事業及び組織運営を適切に行うことができ、かつ、管理運営体制が整備されており、本事業の円滑な実施に支障をきたすおそれがないこと。
- ii. 12市町村内で「アーティスト・イン・レジデンス」の実施が可能なこと。
- iii. 本事業と他の事業とを明確に区分して、経理処理、業務管理等を行うことができること。
- iv. 宗教的又は政治的な宣伝・主張を目的としないもの。
- v. 経済産業省及び事務局による、補助対象事業における取組及びその過程の公表に応じることができること。
- vi. 事業の進捗に応じて随時事務局と連携、協議し、補助対象事業を実施する上で必要な措置を適切に遂行できる体制を持っていること。
- vii. 本年度以降も継続して、実施する取組を継続する意思を有すること。
- viii. 経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約に係る指名停止等措置要領（平成15・01・29会課第1号）別表第一及び第二の各号第一欄に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

#### 4. 補助事業者の除外要件

下記のいずれかに該当する者は、本事業の交付の対象から除外します。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (5) 法人等が刑事告訴された結果、又は民事法上の不法行為を行った結果、係争中であるとき。

#### 5. 補助対象事業

本事業の対象となる補助対象事業は、共創的取組やコミュニケーションの促進を通じて、映像・芸術文化による地域の魅力の掘り起こしや交流を通じた地域コミュニティの活性化という本事業の目的に資するように、12市町村内でアーティスト・イン・レジデンスを実施する取り組みです。映画、演劇、現代アート等の分野で活躍する芸術家の招へい、現地での滞在と活動場所の提供、現地での芸術家への制作活動の支援、滞在芸術家と地域住民や事業者とのコミュニケーションや交流づくり、滞在成果発表の場づくり等の実施を対象とします。

ただし、下記の要件を満たす事業である必要があります。

- (1) 対象地域の事情を十分に把握したうえで、12市町村内で芸術家の滞在制作を行うプログラムである「アーティスト・イン・レジデンス・プログラム」(以下、「プログラム」という。)に基づき取り組みを実施すること。  
なお、事業採択後のプログラム変更が必要な場合、事務局と協議すること。本事業の趣旨・目的に反するプログラムの変更や不履行があった場合、補助対象経費として認められない場合があります。  
※原則として12市町村内で滞在制作を行うことを想定していますが、例外として事務局や経済産業省との協議の結果、滞在期間中に12市町村外の市町村でリサーチや制作を行うことが認められる場合があります。
- (2) 12市町村内に2週間～2か月程度滞在し、映画、演劇、現代アート等の芸術作品の制作ができる1名以上又は1組以上の滞在芸術家の活動場所を提供し、滞在制作にかかる費用を負担すること。  
なお、滞在芸術家自らが活動の場を確保し、プログラムを実施する場合を含みます。  
また、本事業以前から12市町村内で既に活動拠点がある芸術家については、12市町村内での新たな作品制作とともに、制作過程での地域住民とのコミュニケーションや交流づくり、本事業における滞在制作成果発表の場づくり等により、共創的取組やコミュニケーションを実施することを必須とし、これら活動期間が事業期間のうち、2週間～2か月程度であることが認められる場合に限り、補助対象となります。

### 「滞在期間」の考え方について

「滞在」とは一定期間12市町村に留まって活動を行うことを指し、必ずしも宿泊を伴う場合のみを「滞在」と認定するものではありません。なお、2週間～2か月程度の滞在には、例えば下記のような場合が考えられます。

1. 1月1日から1月14日を滞在期間とし、その通りに滞在する場合（合計2週間）。
2. 1月1日から1月7日、2月1日から2月7日を滞在期間とし、その通りに滞在する場合（合計2週間）。
3. 12月15日から翌年1月31日を滞在期間とし、期間内に2週間以上滞在する場合（合計2週間以上の「滞在」が必須です）。

### 「1日の滞在」の考え方について

1日のうち、12市町村内での制作のための活動の時間の合計が8時間以上である場合には、1日滞在したと認めます。12市町村内での制作のための活動とは、12市町村内での宿泊及び移動、並びに12市町村外から12市町村への移動（往路及び復路）を指します。なお、1日のうちの12市町村内での制作のための活動の時間の合計が8時間に満たず、4時間以上～8時間未満の場合は半日の滞在とみなし、半日の滞在は別の半日の滞在と足し合わせた場合に1日の滞在とみなします。1日のうちの12市町村内での制作のための活動の時間の合計が4時間未満の場合、半日の滞在とはみなしませんので御注意ください。

(3) プログラムに基づき実施した取組について、後述の「8. 成果物」で定める成果物を提出すること。また、成果物の公表に応じることができること。

(4) 後述の「9. 成果報告」で定める成果報告会に出席すること。出席が難しい場合、事務局と協議の上、決定した対応を行うこと。

※ 補助事業者は、補助対象経費に対し自己で負担した費用のみを補助金の清算対象とすることができます。そのため、経済上の理由その他如何なる理由であっても、採択された提案からの大きな変更がなされたり、補助対象事業の実施が不可能になった場合、採択後実施期間中であっても採択取消になる可能性があります。申請をする際は十分に注意し、補助事業者が支払い可能な資金繰りに基づいた事業提案を行ってください。

## 6. プログラム

### ① プログラムの策定

本事業の申請にあたっては、下記Ⅰ～Ⅵの項目及び記載事項の例を全て盛り込んだ具体的なプログラムを策定し、企画提案書に御記載ください。

#### Ⅰ. 滞在芸術家の12市町村内における受入れ体制の整備

[記載事項の例]：滞在芸術家が制作を行う施設に関する情報、当該施設が本事業を実施する上で、適切かつ効果的であると考えられる根拠

※ 宿泊の実施が可能な施設を所有する場合は当該施設に関する情報を記載してください。

※ 所有施設での宿泊の実施が出来ない場合は、滞在芸術家の宿泊についての受け入れ方法を記載してください。(例) ○○村宿泊交流館「●●」を予定、△△町ゲストハウス「▲▲」を予定、□□市内のホテル(未定)を予定等を記載してください。

#### Ⅱ. 滞在芸術家の選定、現地への招へい

滞在が決定している芸術家について：

[必須記載事項]：芸術家の滞在組数及び合計人数（決定している滞在芸術家と新たに選定する滞在芸術家ごとの人数も併せて記載してください）、滞在芸術家の名前、所属（フリーランスの場合は「フリ

一)、滞在芸術家の検討状況、創作芸術分野（複数でも可）、滞在芸術家のプロフィール、滞在制作を行う時期・日程案等

※ 必ず一人（組）以上、滞在芸術家を決定してください。

※ 滞在が決定している芸術家全員（組）について記載してください。

※ 間接補助事業者（申請者）自身を「滞在芸術家」として申請することも可能です。

### III. 芸術家滞在中における作品制作の支援

[記載事項の例]：滞在芸術家がリサーチを行うために必要な滞在制作予定地域における知見やネットワーク、制作に必要な機材や設備等の提供に関する情報

### IV. 滞在芸術家と地域住民へのインタビューやワークショップや活動発表会等、地域住民や事業者等に向けた活動やコミュニケーションづくり

[記載事項の例]：上記コミュニケーションづくりの計画案

### V. 本事業以降、アーティスト・イン・レジデンスを含む映像・芸術文化を通じた地域の新たな魅力創出するための取組を継続するための計画案

[記載事項の例]：上記取組を継続するための計画案

### VI. その他本事業を効果的かつ適切に実施する観点から必要と考えられる情報又は計画案（芸術家の誘致・滞在を行い、12市町村におけるコミュニティ活性化へつなげるプログラム項目）

## ② プログラムの実施と目標

プログラム実施にあたっては、間接補助事業者においては策定・申請したプログラムに基づいて実施し、滞在芸術家から成果物が生まれるよう、事業を運営してください。また、プログラム実施後も対象地域において、映像・芸術文化を通じた地域の新たな魅力創出のための取り組みを継続して実施することを目標としてください。

※プログラム実施の具体的な運営方法、目標達成方法等を企画提案書に盛り込んでください。

## 7. 事業実施期間

交付決定日～令和6年2月23日（金）

※補助金の交付決定を通知する前に発注等を完成させた場合や上記事業実施期間を経過した場合に発生した経費は、補助金の対象とはなりませんのでご注意ください。

## 8. 成果物

以下の5点を本事業の成果物とします。

### ① 滞在芸術家による滞在制作の結果生まれた作品をもとにした成果資料

(ア) 成果資料とは、滞在芸術家がまとめた滞在制作の記録や滞在制作作品の概要等になります。

(イ) 滞在制作作品及び成果資料は、中間報告会や成果報告会、その他要望があった場合に公表するものとします。

(ウ) 滞在制作作品の及び成果資料の公表形態は、滞在芸術家、間接補助事業者、事務局、経済産業省との協議によって決定します。

※ 作品の著作権は、原則として制作した滞在芸術家又は製作者に帰属します。



- ② 「アーティスト・イン・レジデンス」を実施するにあたって滞在制作の利用が可能な場を整え、その結果として利用可能となった場の活用方法及び活用実績を示した資料。
- なお、12市町村内で取り組んでいる、既存のアーティスト・イン・レジデンス施設の使用も可能ですが、その場合も上記と同様に場の活用方法及び活用実績を示した資料を提出してください。
- ※滞在制作で利用が可能な「場」とは、例えば、制作場所として活用可能な家屋等物件、制作や展示の場所（アトリエ）として利用可能な店舗や倉庫、事務所、学校等の物件、コワーキングスペースや既存の創作工房、等の制作や展示の場所（アトリエ）として転用可能な施設、制作対象としての壁画を描くことのできる家屋等の物件などが考えられます。
- ③ 滞在芸術家と協働で行う地域住民へのインタビューやワークショップや活動発表会など、地域住民や事業者等に向けた活動やコミュニケーションづくりの結果を示した資料。
- ④ 本プログラムを活用し、本年度以降どのようにアーティスト・イン・レジデンスや本事業の成果をもとにした取組を進めていくのか（最終的に設定した自走化の方法を含む。）を記載した事業計画書。
- ⑤ 本事業の実施報告書。

※成果物は今後、変更になる場合がございます。また、必要に応じて追加の資料等の提出を求める場合がございます。

当該成果物の提出期限は、原則として以下のうち、いずれか早い日とします。

- ・令和6年2月29日(木)
- ・補助対象事業の終了日から起算して30日以内

## 9. 成果報告

補助事業者は、12市町村内で事務局が開催する本事業の中間報告会及び成果報告会に出席する必要があります（中間報告会の開催は令和5年12月を、成果報告会の開催は令和6年2月を予定しています。）。

※補助事業者だけでなく、滞在芸術家の出席も原則必須です。

※12月実施の中間報告会について、滞在期間が開始していない場合も原則出席必須です。

※中間報告会及び成果報告会の開催概要については、交付決定後、事務局と補助事業者の相談の上、決定します。

※中間報告会及び成果報告会の開催時期については、上記予定から変動することがあります。

また、補助事業者及び滞在芸術家に対し、経済産業省が年度末に開催を予定している福島浜通り映像・芸術文化プロジェクトに関する成果報告会への協力・出席を求める場合があります。

※中間報告会及び成果報告会への参加のための旅費等の費用は、補助対象経費に計上することができます。

## 10. 補助金交付の要件

- (1) 補助金の限度額：30万円以上500万円以内。

補助金額は、採択決定後から交付決定までの間に、事務局及び経済産業省との協議を経て変更となる場合があります。

- (2) 補助率：定額補助（10/10以内）

- (3) 補助金の支払い：原則精算払いです。

- (4) 支払額の確定方法

事業終了後、補助事業者から提出いただく実績報告書に基づき、支払額を確定します。必要に応じて、事務局が現地調査を行う場合があります。

支払額は、補助対象経費のうち交付決定額の範囲内であって、実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類（証憑）が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性があります。

※第一次公募との「補助金の上限額」の変更について

第二次公募においては、予定される実施期間が短期になることや本事業の目的・予算上の制約に鑑み、補助金の上限額を引き下げることとしました。

## 1 1. 申請手続き

### (1) 募集期間

・令和5年11月21日（火）13：00（必着）迄

### (2) 応募者を対象とした12市町村内の「場」（「8. 成果物 ②」を参照。）とのマッチングの実施

本事業は住民の帰還促進や移住人口・関係人口の増加を念頭に、映像・芸術文化による地域の魅力の掘り起こしや交流を通じた地域コミュニティの活性化を図ることを目的としています。当該目的の実現のため、本事業の趣旨に賛同する12市町村内外の者がより多く、本事業を通じて12市町村に関わることができるよう、事務局による以下の i.（場）と ii.（レジデンス事業者）のマッチングの機会を設けます。マッチングの機会の提供を通じて、12市町村内とのつながりがない応募者でもプロジェクトができる機会となることも期待しています。

- i. 12市町村内に制作場所として活用可能な家屋等物件、制作や展示の場所（アトリエ）として利用可能な店舗や倉庫、事務所、学校等の物件、コワーキングスペースや既存の創作工房、等の制作や展示の場所（アトリエ）として転用可能な施設、制作対象としての壁画を描くことのできる家屋等の物件を所有又は管理し、当該場で「アーティスト・イン・レジデンス」の実施の「場」とされることを希望する者
- ii. プログラムを策定し、12市町村内において「アーティスト・イン・レジデンス」を実施することを希望する者

12市町村において、プロジェクトの実施候補となりうる「場」と事業提案者のマッチングを促すため、「場」の情報については、事務局がWEB上での公式広報サイトにて掲載、参考にできるようにします。また、「場」との連絡については、事務局を通じてマッチング提供者との間で連絡を取れるように調整します。事務局への連絡方法につきましても、同公式広報サイトにて掲載します。

<公式広報サイト「ハマカルアートプロジェクト」>

<https://note.com/hamaculproject/>



### (3) マッチングツアーの実施

上記（2）における i. と ii. のマッチングを効果的に行うため、12市町村内の提供を申し出ている「場」の一部を実際に現地で巡るとともに、提供者と直接コミュニケーションをとることができるツアーを公募期間中に開催します。

## 【実施内容】

対象 12 市町村で、提供を申し出ている「場」の一部の現地視察と、「場」の提供者との交流・相談会を、一泊二日の行程で実施します。

開催日程：11月9日（木：1日目）～10日（金：2日目）に開催します。詳しい開催日時は、公式広報サイト「ハマカルアートプロジェクト」及び公募サイトのリンクからお知らせします。

実施時間：1日目は午前・福島県内「郡山」駅前発 「場」の視察の後、交流・相談会を実施。

※ 交流・相談会の実施後、会食形式の懇親会を実施します（懇親会費は有料となります。）。

2日目は午前・午後 「場」の視察の後、福島県内「福島」駅到着

参加料： 無料（集合場所から現地のバス・宿泊費）

※ 集合場所までの交通費、ツアー中の食事、懇親会参加費は含みません。

※ 集合場所は福島県内「郡山」駅前発になります。

参加可能人数：1 申請者に対して 2 名までの参加申請が可能です。なお、応募者多数の場合は、参加人数の制限を行う場合があります。

## 【参加条件】

参加に際し、以下の条件が必要となります。また、参加の可否については、事務局による選考の上、参加確定した方のみお知らせします。

- ・ 第二次公募への応募の意思がある者
- ・ 第二次公募に向けてプログラムの案を有する者
- ・ 福島県 12 市町村において来年度以降も持続的なアートプロジェクトの実施を検討する者

※ 本ツアーの参加者で、第二次公募に応募しなかった場合、参加費用の弁済を求める場合があります。

※ 参加にあたっては事務局による選考のうえ、上記条件に当てはまらない・本事業の趣旨に著しく反するなどの理由によって、参加いただけない場合がございますのでご注意ください。

マッチングツアーへの参加を求める者は、公式広報サイト内「ハマカルアートプロジェクト」でのマッチングツアー案内記事内の申し込みフォームより、参加条件に関するアンケート項目を記載の上、お申し込みください。上限に達した場合、HP にてその旨公表します。

## (4) 説明会の実施

第二次公募につきまして、オンラインで説明会を実施します。

- ・ 開催日時：令和 5 年 11 月 2 日（木）18：00～19：00

※ 説明会の終了時間は、当日の内容により前後する場合があります。

※ 説明会は事前登録制です。未登録の場合、ご参加いただけませんのでご注意ください。

※ 各申込者に対して、オンライン説明会用の ZOOM リンクを発行し、送付します。

説明会への参加を希望する方は、以下に挙げる説明会申込フォーム宛てに、11月1日（水）17：00までに、登録してください。ZOOM チケットにつきましては、登録されたメールアドレスに事務局より、開催日時までに送付します。

<説明会申込フォーム>

<https://forms.gle/pXkaTeEeaBe8ZVKe7>



本事業の公募サイトにも、説明会への申込フォームへのリンクがございます。

公募サイト <https://hamacul-project2023.com>



また、申請説明動画と説明会等で多数寄せられた質問に対する回答集を、公式広報サイト「ハマカルアートプロジェクト」に掲載しております。同サイトでは、12市町村内の「場」の情報や、マッチングツアー申込の情報も掲載しておりますので、適宜、御確認ください。

<公式広報サイト「ハマカルアートプロジェクト」>

<https://note.com/hamaculproject/>



### (3) 申請書類

① 次表に従い電子メールにて提出してください。

提出書類	提出フォーマット等
a. 申請書（様式1）	PDF化した電子ファイル
b. 提案書（様式2）	PDF化した電子ファイル
c. 事業概要（様式3）	PDF化した電子ファイル
d. 法人又は活動団体の概要が分かる資料（様式自由、パンフレット等）	PDF化した電子ファイル
e. 直近過去1年分の財務諸表（法人の場合）、納税証明書（個人の場合）、会計報告書（任意団体等の場合）の写	PDF化した電子ファイル
f. 誓約書	PDF化した電子ファイル

各様式は、本事業の公募サイトよりダウンロードできます：

公募サイト <https://hamacul-project2023.com>



- ② 提出された申請書類は、本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。
- ③ 申請書類は返却しません。機密保持には十分配慮しますが、採択された場合には、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となりますので予め御了承ください。
- ④ 申請書類等の作成費は補助対象経費に含みません。また、採択・不採択を問わず、申請書類等の作成費用は支給しません。

- ⑤ 提案書に記載する内容については、今後の事業実施の基本方針となりますので、予算額内で実現を確約できることのみ表明（記載）してください。

なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

#### (4) 申請書類の提出先

上記(3)①の提出書類をPDF化して添付を行い、電子メールにて提出してください。なお、添付ファイルの容量は5Mb以内としてください。

電子メールの件名には、「令和5年度予算 芸術家の中期滞在制作支援事業（申請提出）」と記載、電子メールアドレス fukushima★hamacul-project2023.com まで御送付ください。

※ 上記の「★」記号を「@」記号（半角）に置き換えてください。

※ 申請書類を受理しましたら、記載の連絡先のメールアドレスに受理確認のメールを送付しますので、受理確認メールが届かない場合は、16. の「問い合わせ先」へお問い合わせください。

※締切を過ぎた場合の提出は認められません。時間的余裕をもって送付してください。

## 12. 審査・採択について

### (1) 審査方法

事務局に設置する、事務局及び外部有識者等で構成する審査会において、審査を実施します。審査は原則として提出書類に基づいて行いますが、必要に応じてヒアリング（オンラインを予定）及び現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求める場合があります。

### (2) 審査基準

提出書類について、主に次の基準に基づき審査します。ただし、審査基準①及び②において、1項目でも不適となった場合は、他項目の評価にかかわらず不採択とします。

#### ①適格審査（いずれかが不適の場合は不採択）

- 申請者が「3. 補助対象者の要件」に記載する要件を満たしているか
- 申請者が「4. 間接補助事業者の除外要件」に記載する除外要件に該当しないか
- 提案内容が本事業の目的に合致しているか

#### ②事業要件審査（いずれかが不適の場合は不採択）

- 対象地域の事情を十分に把握したうえで、「アーティスト・イン・レジデンス・プログラム」を実施できる取組か
- 12市町村内に2週間～2か月程度滞在し、映画、演劇、現代アート等の芸術作品の制作ができる1名以上又は1組以上の滞在芸術家の活動場所を提供し、滞在制作にかかる費用を負担することができる取組か  
また、本事業以前から12市町村内で既に活動拠点がある芸術家については、12市町村内での新たな作品制作とともに、制作過程での地域住民とのコミュニケーションや交流づくり、滞在成果発表の場づくり等により、共創的取組やコミュニケーションを2週間から2か月程度実施する取組か
- 滞在芸術家と地域の住民や事業者等とのコミュニケーションづくりを可能とする取組か
- プログラムに基づき実施した取組について、8. で定める成果物を提出、また、成果物の公表に応じることができる取組か

- e. 事業推進の責任者が決定しているか
- f. 事業実施以降の取組継続の意思が示されているか

### ③事業内容等の審査

#### (ア) 事業内容等の審査

- a. 事業推進責任者は、地域の実情を客観的に捉え、実施可能な環境を有しているか
- b. 事業の実施方法等について、本事業の成果を高めるための効果的な工夫が見られるか
- c. 滞在芸術家が予定している芸術家又は選定方法で招へいできることが見込まれるか
- d. 事業実施方法・スケジュールは現実的か
- e. 本事業終了後、持続的かつ、発展的な事業展開が見込まれるか
- f. 地域コミュニティへの波及効果が見込まれるか
- g. 補助金要望額が、事業の目標や内容に照らして妥当かつ、効率的なものとなっているか

#### (イ) 実施体制等の審査

- a. 事業を実施するための組織体制、能力等を有しているか
- b. 事業を遂行するための資力、資金調達能力を有しているか
- c. 事業参画者（滞在芸術家を含む）に、事業の目標や内容に照らして必要な関係機関や専門的人材が含まれており、かつ、関係機関が協議する場が形成され、事業が遂行できる体制を有しているか

### (3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、事務局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

なお、審査の経過や採択されなかった理由等に関する個別のお問合せには応じられませんので御了承ください。

### 13. 交付決定について

採択された申請者は、事務局に補助金交付申請書を提出し、これに対して事務局が交付決定通知書を申請者に送付した後、事業開始が可能となります（補助金の交付決定を通知する前に発注等を完成させた経費は、補助金の対象とはなりません。）。

なお、採択決定時又は採択決定後から交付決定までの間に、事務局及び経済産業省との協議を経て、事業内容・構成、金額などに変更が生じる場合があります（採択された提案内容が、そのまま補助対象事業の事業計画になるわけではありません。）。また、交付条件に応じられない場合には、交付決定ができない場合もありますので御了承ください。

交付決定後、補助対象事業者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報等の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

※交付決定までに要する期間によっては、事業期間に変更が生じる場合もあります。従って、公募申請時に事業計画書に記載した補助対象事業開始日に関わらず、交付決定日が補助対象事業の開始日となりますので、十分に御留意ください。

#### 14. 補助対象経費

##### (1) 補助対象経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には次のとおりです。

補助対象経費		補助率
補助対象経費の区分	内容	
人件費	事業に直接従事する職員の直接作業時間に対する人件費	10 / 10 以内
事業費	会場借料、会場設営費、会場撤収費、会場光熱費、旅費、借料、謝金、芸術家謝金、消耗品費、通信運搬費、会議費、印刷・製本費、補助員人件費、外注費	
委託費	職務が外部に委託する経費	

##### ※経費内容の説明

経費項目	内容
人件費	<p>事業に直接従事する職員の直接作業時間に対する人件費で、時間単価の積算は原則として以下の計算式（以下「実績単価計算」という。）により算出する。</p> $\text{人件費時間単価} = \frac{\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}}{\text{年間理論総労働時間}}$ <p>（注）年間総支給額には、時間外手当は含みません。 （注）国、地方公共団体から、人件費の補助等を受けている者は、補助対象外です。</p>
会場借料	<p>アーティスト・イン・レジデンスの実施及びその成果発表のために供する会場物件の借料（芸術家等が制作のために滞在する場所の賃借料も含む。）。</p> <p>※ 申請者本人の物件等を使用する場合、物件や施設で既に定めてある費用規程に基づいた額から算出する。</p> <p>（注）国又は地方公共団体から実施物件に関する賃借の補助等を受けている者は、補助対象外です。</p>
会場設営費	<p>アーティスト・イン・レジデンスの実施及びその成果発表のために供する会場の設営費（滞在する芸術家等が制作のために滞在する場所の設営費も含む。）。</p>
会場撤収費	<p>アーティスト・イン・レジデンスの実施及びその成果発表のために供する会場の撤収費（滞在する芸術家等が制作のために滞在する場所の撤収費も含む。）。</p>
会場光熱費	<p>アーティスト・イン・レジデンスの実施及びその成果発表のための電気、ガス等燃料、上下水道代金（滞在する芸術家等が制作のために滞在する際の費用も含む。）。</p> <p>（注）国又は地方公共団体から実施物件に関する賃借の補助等を受けている者は、補助対象外です。</p>

旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費(事業に直接従事する者及び外部有識者、芸術家及び作品制作に係る出演や協力者。) 芸術家の滞在先として12市町村内の宿泊施設を用いた場合の宿泊費。 ※ 宿泊費は1泊あたり9,800円を上限とする。 ※ 滞在場所を確保した場合はその滞在は会場借料に計上してください。 ただし、間接補助事業者の旅費規程等に定めがある場合であっても、グリーン車、ビジネスクラス等の特別に付加された料金は補助対象外とする。
借料	事業を行うために必要な機械器具のリース・レンタルに要する経費。レンタカー代等も含む。
謝金	事業を行うために必要な謝金(会議や指導等に出席した外部有識者等に対する謝金、作品制作に係る出演や協力に対する謝金等。)
芸術家謝金	選定芸術家の滞在制作活動に対して掛かる謝金。 ※ 滞在芸術家への謝金については積算根拠を提示してください(制作滞在日数、制作としての芸術家への委託内訳等。) ※自身が芸術家として申請する場合は謝金の対象となりません。人件費として計上してください。
消耗品費	事業を行うために必要な物品であって、使用可能期間が1年未満のもの(ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。)の購入に要する経費。
通信運搬費	郵便、運送、通信等に要する経費(ただし、電話代・インターネット利用料金は補助対象外。)
会議費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費(会場借料、機材借料及び茶菓料(お茶代)等)。 (注) 外部有識者又は滞在芸術家が参加しない、事業参画者のみの会議に係る経費は、補助対象外。
印刷製本費	事業を実施するために必要な印刷、製本、写真焼付等に要する経費。
補助員人件費	事業を実施するために必要な補助員(アルバイト等)に係る経費。
外注費	間接補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に外注するために必要な経費(請負契約)。 ※ WEBサイト制作費、デザイン費等
委託費	間接補助事業者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者に行わせるために必要な経費(委任契約)。ただし、事業の全部を委託することはできません。また、委託契約においては、当該委託契約に伴う全ての権利は、原則として間接補助事業者に帰属させてください。 なお、委託契約には、間接補助事業者の機器設備費等に相当する費用を計上することはできません。

※補助対象経費の詳細については、採択後、間接補助事業者と調整するものとします。

※判断に迷うことや不明点等があれば、事務局まで御相談ください。

※補助対象経費の算出については、経済産業省大臣官房会計課が発行する『補助対象事業事務処理マニュアル(R4.6)』を参考にしてください。

<補助対象事業事務処理マニュアル>

[https://www.meti.go.jp/information\\_2/downloadfiles/2022\\_hojo\\_manual02.pdf](https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2022_hojo_manual02.pdf)



(2) 直接経費として計上できない経費

- ・取得単価50万円以上（税抜き）の設備、物品
- ・事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費（ただし、間接補助事業者に帰責性のない事由に基づき生じたキャンセル料等は直接経費として計上できる場合がありますので、担当者に御相談ください。）
- ・飲食費（ただし、会議等で必要となる茶菓料（お茶代）は除く。）
- ・その他事業に関係ない経費

(3) 補助対象経費からの消費税額の除外について

補助金額に消費税及び地方消費税額（以下、「消費税等」という。）が含まれている場合、交付規程に基づき、消費税等の確定に伴う報告書を求めることになります。

これは、間接補助事業者が消費税等の確定申告時に、仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額について報告をさせ返還を命じることにより、間接補助事業者に仕入控除とした消費税等額のうち補助金充当額が滞留することを防止するため規定されています。

しかしながら、上記の報告書は、補助金精算後におこなった確定申告に基づく報告となり、失念等による報告漏れが散見されることや、間接補助事業者における煩雑な事務手続回避の観点から、以下のとおり取り扱うものとします。

交付申請書の補助金申請額算定段階において、消費税等は補助対象経費から除外して補助金額を算定し、交付申請書を提出してください。

ただし、以下に掲げる間接補助事業者にあつては、補助対象事業の遂行に支障を来すおそれがあるため、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。

- ① 消費税法における納税義務者とならない間接補助事業者
- ② 免税事業者である間接補助事業者
- ③ 簡易課税事業者である間接補助事業者
- ④ 消費税法別表第3に掲げる法人の間接補助事業者
- ⑤ 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する間接補助事業者

15. その他（補助事業者の責務等）

- (1) 交付決定日より前に発生した経費（発注含む。）は補助対象にはなりません。
- (2) 物品の入手、費用の発生に係る売買、請負その他の契約をする場合は、経済性の観点から、原則、一般の競争等に付してください。また、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、事務局に届け出なければなりません。
- (3) 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に事務局の承認を得なければなりません。
- (4) 補助事業者は、本事業に関する理解の醸成や事業内容の共有等のために事務局が開催する中間報告会に出席することが必要です（12月頃に12市町村内の会場にて開催予定。）。
- (5) 補助事業者は、本事業の成果を公表するために12市町村内で事務局が開催する本事業の成果報告展への出展及び成果報告会に出席する必要があります（令和6年2月開催予定）。
- (6) 補助事業者は、事務局が補助対象事業の進ちょく状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (7) 補助事業者は、補助対象事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、前記完了した日から起算して30日以内に実績報告書を事務局に提出しなければなりません。
- (8) 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して

経理し、常にその収支の状況を明らかにし、補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）した日の属する会計年度の終了後5年間、事務局の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければなりません。

(9) 補助事業終了後に  
会計検査院が実地  
検査に入ることが  
あります。

(10) 補助事業の実施期間中又は終了後を問わず、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、事務局は、当該補助事業者に対する交付決定の全部又は一部を取り消し、既に補助金が支払われていた場合には、期限を付して当該補助金の返還を求めることとなりますので、補助事業の実施に当たっては、十分御注意ください。

① 補助事業者が、法令、事務局が別途定める本補助金の交付規程若しくは法令又は交付規程に基づく事務局の処分若しくは指示に違反した場合

⑤ 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

⑥ 補助事業者が、補助対象事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

⑦ 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

⑧ 補助事業者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合

(注) 事務局が返還を命ずる場合、上記④に該当する場合を除き、補助金の受領の日から納付の期限までに応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることとなります。

(11) 事業の進捗管理のため、補助対象事業の実施期間中に事務局が補助事業者を訪問し、進捗状況の確認や円滑かつ効果的な補助対象事業の実施のためのアドバイスを行うことを予定しております。また、事務局が各地の取組状況を取材し、経済産業省及び事務局のホームページ等において写真・動画等により紹介することを予定しています。

(12) 本事業の取組について、経済産業省及び事務局のホームページや、経済産業省が主催又は委託・補助を行うフォーラム等において、紹介させていただくことがあります。

## 16. 問い合わせ先

令和5年度地域経済政策推進事業費補助金（芸術家の中期滞在制作支援事業）事務局  
株式会社アドギルド・ジャパン

電子メール： fukushima★hamacul-project2023.com

※ 上記の「★」記号を「@」記号（半角）に置き換えてください。

※ 問合せ対応は平日の朝9時から夕方18時となります。

※ 時間外にいただいたメールは、翌営業日以降の対応となりますので御了承ください。

※ 公募受付期間中は、問合せが集中しますので、余裕を持った御連絡をお願いいたします。

お問い合わせは、電子メールでのみ受け付けております。電話又はFAXでのお問い合わせはできません。  
なお、お問い合わせの際は、件名（題名）を必ず「令和5年度予算 芸術家の中期滞在制作支援事業（問い合わせ）」とし、本文中に「〇月〇日までに回答希望」の旨を記載してください。他の件名（題名）ではお問い合わせに回答できない場合があります。